

東京大学事務組織規則第2条第3項に規定する担当部長及び担当課長について

平成23年 3月28日
総 長 裁 定

改正 平成23年 6月23日

改正 平成24年 3月29日

改正 平成24年 4月10日

改正 平成26年 3月18日

改正 平成26年 6月26日

改正 平成26年10月30日

改正 平成27年 3月26日

改正 平成27年 6月11日

改正 平成27年10月22日

改正 平成28年 3月23日

改正 平成29年 3月15日

改正 平成30年 3月20日

改正 平成30年10月18日

改正 平成31年 3月28日

改正 令和 2年 3月26日

- 第1 東京大学事務組織規則第2条第3項の規定に基づき置かれる担当部長及び担当課長は、別表 に定めるとおりとする。
- 第2 企画調整役は、総長が特に命じる事項（以下「総長特命事項」という。）を担当する。
- 第3 担当部長（企画調整役を除く）は、総長又は理事が特に命じる事項（以下「特命事項」という。）を担当し、当該事項を所管する理事の職務を補佐する。
- 第4 担当課長は、特命事項を所管する理事、副学長、副理事、部長等の統括のもとに、当該事項に係る業務を行う。
- 第5 企画調整役は、総長特命事項に関し、本部内及び本部と関係部局との間の連絡調整に当たるとともに、必要に応じて、関係する部長及び課の構成員に当該事項に関する業務を行わせることができる。
- 第6 担当部長（企画調整役を除く。）及び担当課長 は、特命事項に関し、本部内及び本部

と関係部局との間の連絡調整に当たるとともに、必要に応じて、関係する課の構成員に当該事項に関する業務を行わせることができる。

第7 理事、副学長、副理事、部長等は、担当部長又は担当課長が円滑に業務を処理することができるよう、監督又は協力するものとする。

附 則

1 この裁定は、平成23年4月1日から実施する。

2 次に掲げるものは、廃止する。

(1) 東京大学企画調整役の設置について（平成16年6月17日制定）

(2) 東京大学国際交流参事役の設置について（平成21年7月13日制定）

(3) 東京大学経営改善参事役の設置について（平成22年3月25日制定）

附 則

この裁定は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成24年4月10日から実施し、改正後の東京大学事務組織規則第2条第3項に規定する担当部長及び担当課長についての規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この裁定は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成26年11月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成27年6月15日から実施する。

附 則

この裁定は、平成27年11月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年11月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

別表

	職名	職務
担 当 部 長	企画調整役	総長が特に命ずる事項に関する企画調整
担 当 課 長	研究力推進担当課長	研究力推進に関する支援事務
	社会連携事業担当課長	社会連携事業の推進・展開に関する事務
	体験活動担当課長	学生の体験活動に関する支援事務
	秘書担当課長	総長、理事及び監事の秘書事務の統括
	文書館担当課長	文書館の管理・運営に関する事務
	資金調達担当課長	金融市場等からの資金の調達、管理及び運用に関する事務
	特命監査担当課長	総長又は監査を担当する理事が特に命ずる監査・調査に関する事務